《皮膚感染症対応について》

2019年5月20日

下記のように、日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会・日本皮膚科学会より統一見解が保育園や幼稚園、 学校等に示されています。学会の統一見解を要約すると『とびひ』以外は条件付き(患部と接触する可能性のある物の 共用を避ける)でプールの利用は可能であるとの内容です。

当社(株式会社ジェイエスエス)としては、ビート板やヘルパーといった共用物があるものの、対応の仕方を考えれば、接触を避けることは充分可能と思われますので、下記の内容で授業への参加を受け入れることを基本と致します。

1) 伝染性膿痂疹 『とびひ』は授業への参加は不可※ (医師の判断に委ねる)。

かきむしったところの滲出液、水疱内容などで次々にうつります。プールの水ではうつりませんが、触れることで症状を悪化させ、 ほかの人にうつす恐れがありますので、プールや水泳は治るまで禁止して下さい。

2) 疥癬『かいせん』の中に角化型疥癬(かいせん)という通常の疥癬と比べ非常に感染力の強い種類もあり 見分けが難しいので※医師の診断後の受け入れ。

肌と肌の接触でうつります。ごくまれに衣類、寝床、タオルなどを介してうつることがありますが、 プールの水ではうつることはありませんので、治療を始めればプールに入っても構いません。 ただし、角化型疥癬の場合は、通常の疥癬と比べ非常に感染力が強いので、外出自体を控える必要があります。

3) 伝染性軟属腫**『みずいぼ』**は基本的に授業への参加は認める。但し、『みずいぼ』の数が非常に多く、 指導中の補助に支障があり、大きく膨らんで弾けそうなものがある場合は※医師の診断後の受け入れ。

プールの水ではうつりませんので、プールに入っても構いません。ただし、タオル、浮輪、ビート板などを介して うつることがありますから、これらを共用することはできるだけ避けて下さい。プールの後はシャワーで肌をきれいに洗いましょう。

4) 頭虱『頭じらみ』は基本的に授業への参加は治療を始めれば認める。

但し、広がりを防ぐために<u>※医師の診察</u>や薬局での相談を行う。

アタマジラミが感染しても治療を始めればプールに入って構いません。ただし、タオル、ヘアブラシ、水泳帽などの貸し借りはやめましょう。

※医師の診断許可書が無い場合、プールへ入ることをお断りする場合がございますので、 ご理解ご協力の程、お願い致します。

参考文献

学校感染症第三種その他の感染症:皮膚の学校感染症とプールに関する 日本臨床皮膚科医会・日本小児皮膚科学会・日本皮膚科学会の統一見解 http://www.jocd.org/pdf/20130524 01.pdf